

千葉県若葉区選挙管理委員会告示 13号

令和5年4月9日執行の千葉県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

千葉県若葉区選挙管理委員会委員長 小川 孝男

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第62条 第2項の規定によるくじ	千葉県若葉区役所内 千葉県若葉区選挙管理委員会	令和5年4月6日 午後5時25分
公職選挙法第62条 第4項の規定によるくじ	千葉県若葉区役所内 千葉県若葉区選挙管理委員会	令和5年4月6日 午後5時30分
公職選挙法第62条 第5項の規定によるくじ	千葉県若葉区役所内 千葉県若葉区選挙管理委員会	事実発生の都度